

平成 25 年 6 月 11 日

会 社 名 eBASE株式会社

(コード番号:3835)

本社所在地 大阪府大阪市北区豊崎五丁目4番9号

代 表 者 代表取締役社長 常 包 浩 司

問合せ先 取 締 役 窪 田 勝 康 執行役員 C F O

電 話 番 号 TEL (06) 6486-3955 (代表)

U R L http://www.ebase.co.jp/

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年5月27日開催の取締役会において、平成25年6月24日開催予定の第12回定時株主総会に「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1.変更の理由

単元株制度の採用に伴い、単元未満株主についての権利を合理的な範囲に制限するため、所要の規定を定款第8条 (単元未満株主の制限権利)として新設し、これに伴い現行定款第8条以下を各1条ずつ繰り下げるものです。

現行定款第6条(発行する株式の総数)、第7条(単元株式数)につきましては、会社法第184条及び第191条の規定に基づき、平成25年1月31日開催の取締役会において、平成25年4月1日を効力発生日として、発行可能株式総数を40,000株から16,000,000株に変更し、単元株制度を採用して、1単元を100株とする旨の定款変更を決議しております。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
	(単元未満株主の権利制限)
(新 設)	第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権
	利を行使することができない。
	(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
	(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
	(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
第 <u>8</u> 条~第 <u>35</u> 条(条文省略)	第 <u>9</u> 条〜第 <u>36</u> 条(現行どおり)